

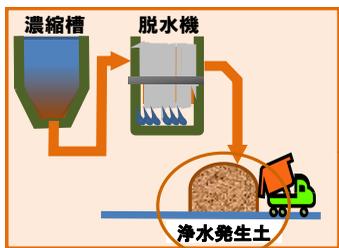
放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について

課題

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質を含んだ浄水発生土の処理について、水道事業者が苦慮している
- 当該事故を原因とする損害賠償について、放射性物質対策に要した費用の全てを賠償するものとはなっていない

① 放射性物質を含む浄水発生土への対応

-浄水場-



10万Bq/kg超
県内の適へいできる施設で保管

10万Bq/kg以下
濃度ごとに敷地境界線から一定の距離をとり、管理型処分場に仮置き

8千Bq/kg以下
(跡地を居住等の用途に供しない場合)
管理型処分場に埋立処分

〈国(環境省)が処理予定)
最終処分場が確保されるまで、
水道事業者が仮置き保管

〈水道事業者が処分)
処理が進まず、浄水場内に保管

浄水発生土：浄水場において、川を流れる水などから水道水を作る課程で取り除かれた濁り(土砂)などの沈でん物を集めて脱水処理したもの

問題

近隣住民等から、速やかに処理を進めるよう、求められている！

放射性物質を含む浄水発生土の処分・再利用等の状況(国土交通省資料より)
(単位:トン) 令和5年12月資料

再利用	セメント原料	969,127
	建設改良土	441,247
	農土・園芸用土	103,927
	グラウンド土	23,853
	その他	72,380
最終処分(仮置き含む)		547,933
保管		125,137

400Bq/kg以下 園芸用土へ再利用
200Bq/kg以下 グラウンド土へ再利用
100Bq/kg以下 コンクリート等へ再利用
(平成25年3月13日 厚生労働省健康局長通知)

震災前:
被災地における浄水発生土の処分・利用状況
⇒園芸用土、グラウンド土など、その他の用途を含め8割が有効利用されていた

震災後:
低濃度の放射性物質を含む浄水発生土についても、安全性が確認できるレベルのものは、できるだけ有効利用を！

問題

事故後13年、
再利用等により浄水発生土の処理は進みつつあるものの、
未だ保管を余儀なくされている

要望

国及び東京電力ホールディングス(株)の責任において、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む浄水発生土については、
処分地の確保など早期の全量処分に向けた対応を図ること

〔要望事項(1)〕

② 損害賠償

問題

放射性物質対策に要した費用の全てを賠償するものとはなっていないため、
水道事業者は経済的負担を負いながら対応している

要望

各水道事業者が放射性物質対策に要したとして請求している費用については
全額を速やかに支払うとともに、今後においても、水道事業者ごとに
置かれた個別事情を踏まえた必要な追加的費用の賠償を継続
するよう、東京電力ホールディングス(株)に強く働きかけること

〔要望事項(2)〕